

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日商	ALPS処理水放出にかかる水産品等の輸入規制強化	・2023年8月のALPS処理水放出に伴い、それまで規制されていなかった10都県からの水産品等の輸入が禁止となった。科学的根拠に基づき冷静な対応を求めていたが、実際には輸入規制が強化された状態になっている。	新規	・10都県からの水産品等の輸入規制撤廃。	
5. 税制						
1	日機輸	税務上居住地の判定定義	・日本・香港租税協定において、香港側の税務上居住地判定の規定が管理支配地基準となっており、香港が日本以外の国と締結している租税協定で一般的に採用されている設立準拠法基準とは規定が異なっている。そのため、日本との取引においては、租税条約の恩典を受けるために必要な居住者証明書の取得にあたって、管理支配の実態の証明を求められる。これには、管理支配を証明する定性的な情報の提供や香港当局からの質問対応など、煩雑な事務手続きを要する。一方で、香港が締結している日本以外との国との間の租税条約では、香港側の税務上居住地判定として設立準拠法基準をベースとした規定となっており、香港の国内法と整合的な規定となっている。形式的に判定が可能な設立準拠法基準では同様の問題が生じづらい。	新規	・日本との取引においても香港側での事務手続きを簡便にすべく、日港租税協定において、香港側の税務上居住地判定として設立準拠法基準を採用頂きたい。	・日本・香港租税協定 第4条1項a(iii)
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	短期滞在ビザ免除措置の停止	・香港から中国大陸に日本人が出向く際、ビザ取得が求められる。以前のように15日以内であればビザなし入国ができるようにして欲しい。香港の場合、香港+華南をセットで訪問する日本人ビジネスマンが多く、中国に行けないのであれば香港出張を止めておこうと判断する日本のビジネスパーソンもいると側聞する。	継続	・中国大陸への短期のビザなし渡航の実現。	
2	日機輸	香港への派遣に伴う安全教育の受講義務	・2015年10月1日より香港法令改訂あり、派遣者本人が現地で認定された協会でグリーンカード講座を受講し、試験に合格する事が必要となった。ガスタービンケーシング内などの狭隘な場所で作業をする場合には、上記講座と併せて閉所教育の受講及び試験の合格が必須となっている。是により香港入境後、サイト入構までに最大で2日間(不合格となれば更に追加日程)必要となる為、派遣調整が難しい。	継続	・会社単位での認定を取得する等、派遣者個人での受講義務を無くして欲しい。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	著名商標等冒用商号の登記問題	・世界的に著名な登録商標と同じ、または類似の商標を含む商号が多数、会社設立が容易な香港で登記されている。また、最近では中国大陸で登記される紛らわしい商号もある。これら著名商標冒用商号が中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される。	継続	・著名商標等冒用商号の登記審査の厳格化。	
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	日商	COVID-19による人材不足・採用難	・コロナ禍に海外に移住する香港人、とりわけ中間管理職・技術者の海外流出が問題化。在香港日系企業の経営上、大きな問題となっていたが現在も継続中。加えてEssential Workerの採用難も深刻化している。	継続	・海外からの労働者を中国大陸外からも積極的に受け入れるとともに、(外国からの受け入れ労働者のための)割高な住環境対策も併せて講じて欲しい。	